

委員の眼

終わらないプロジェクト
の終わりに向けて

日本生命保険相互会社
国際計理基準対策室長

わたなべ ひとし
渡部 仁



企業会計基準委員会（ASBJ）の委員に就任して、早くも1年余りが経過している。私が、国際会計基準との最初の接点を持ったのは、2000年の頃であるが、対象は保険契約プロジェクトであった。私のような若輩者の感想として、いささか僭越ではあるが、ASBJの委員に就任した年に、このプロジェクトに関する再公開草案が公表され、ASBJでのコメント作成に参加させていただくことになったことには、個人的には感慨深いものがある。

極めて長期に及んだこのプロジェクトも、いよいよ大詰めとの見方もある一方、ますます混迷の度を深めているとの見方もあり得る。本稿では、この終わらないプロジェクトの終わりに向けて個人的に感じることを書き連ねてみたい。

（なお、本稿における記載はすべて個人的見解であり、私が属する組織の見解とは全く無関係である）

保険契約プロジェクトの経緯

保険契約プロジェクトは、金融商品の全面公正価値会計を目指すJWG（Joint Working Group）の活動が開始されたのと同時期の1997年に、国際会計基準委員会（IASB）において保険起草委員会が創設され、1999年に論点書（Issues Paper）が公表された。当時は、保険契約プロジェクトの完成までに、金融商品会計がJWGの目指す全面公正価値会計に置き換わることが前提とされており、保険契約の測定も整合的に全面公正価値を志向する検討がなされていた。

その後、検討は2001年以降、国際会計基準審議会（IASB）におけるDSOP（基準書草案）の検討として引き継がれたが、DSOPの完成を待たずして、2002年5月、IASBは欧州における国際会計基準（IAS）の導入年度である2005年までに、保険契約に関する恒久的な基準を策定することが不可能であるとして、保険契約プロジェクトを暫定基準の策定を取り扱うフェーズⅠと、恒久基準の策定を取り扱うフェーズⅡに分けて検討を進めることにした。現在、IFRS第4号として存在している保険契約の基準はこのフェーズⅠによる暫定基準（2004年3月公表）であり、当暫定基準は、原則として既存の各国会計実務を容認している。

フェーズⅡとして恒久基準の検討が再開され、2007年討議書（Discussion Paper）が公表された。JWGの目指す金融商品の全面公正価値会計が否決されたにもかかわらず、ここでも保険契約の測定は一貫して公正価値類似の測定を志向するものであった。これに対する、代表的な批判は契

約締結時に将来の利益を一括認識（Day 1 ゲイン）と短期的金利変動やキャッシュフローの見積りの変動による影響を純利益に認識することだったと思われる。

2010年に公開草案が公表されたが、ここでも保険契約の測定の土台の部分は公正価値類似の測定となっており、Day 1 ゲインを繰り延べるための項目（残余マージン）を負債に追加することとなったが、依然として金利変動による影響やキャッシュフローの見積りの変動を純利益に認識するものとなっていた。

2013年、再公開草案が公表され、依然として保険契約の測定の土台の部分は公正価値類似の測定となったまま、金利変動による影響はその他の包括利益（OCI）で調整し、キャッシュフローの見積りの変動はDay 1 ゲインを繰り延べるための項目（契約サービスマージン）で調整することとなった。このように、公正価値類似の測定に2つの調整を加えることで、純利益の変動は抑制されることとなる。しかし、金利変動とキャッシュフローの見積りの変動の累積的効果の取扱いが異なることとなり、複雑性が高まるばかりでなく、金利変動が生じた場合は負債が変動する一方、キャッシュフローの見積りの変動が生じた場合は土台部分と調整項目合計では変動しないという不整合が生じている。この点、日本のように、長期に金利が低下し（負債の増加要因）、一方で死亡率が低下する（本来は負債の減少要因だが基準上は反映しない）という状況では、負債が増加し実態を示さない純資産水準につながり深刻な問題となる。

なぜこのプロジェクトは終わらないのか

これほど、検討期間が長期に及んでしまった理由に定まった見方はないが、あえて個人的見解を挙げてみたい。

(1) 技術的に高度で基準開発の難易度が高い

保険契約は、直接参照可能な市場が存在しておらず、長期的に不確実な事象の見積りの必要性があり、かつ、契約者さらには保険会社が行使できる様々なオプションが組み込まれているのであり、信頼性の高い公正価値類似の評価を行うこと、公正価値類似の評価のための納得感のある基準を策定することが、そもそも難しい。

また、債券、貸付、株等の、通常の金融商品は、世界的に標準的な形態となっており、議論の対象について共通認識をもとにした議論が容易だが、保険は各国の社会保障制度や税制あるいは国民性等によって異なる歴史的経緯を踏まえ多様性のある発展を遂げ現在に至っている。したがって、議論の参加者が同じ議論に参加しても、異なる性質をもつ保険をイメージして議論をするケースが多い。また、保険にかかわる同じ専門用語でも、異なるニュアンスを含むケースも多い。したがって、特定の国の保険をイメージして、それにマッチする基準案が示されても、他の国には全くマッチしないということが頻発する。さらに、保険に関する知見を多く有していた、保険起草委員会以来関与していたIASB理事が2011年6月で退任になったことや、経験豊富なIASBスタッフが担当を外れていることの影響が少なくないように感じられる。

(2) 指摘された課題に抜本的な対処をしていない

保険契約プロジェクトの経緯の中でも記載したように、現在、残っている課題は、議論の土台のところ、つまり保険契約を公正価値類似の測定をするということに起因しており、これまでの対策は、土台の変更をせずに、指摘事項に応じた調整を積み重ねるという対応に終始しているように見

える。

これは、ジグソーパズルの残りのピースが少なくなり、その残り少ないピースがどうやってもはまらない場面で、すでに組み上げたピースを崩さずに、むりやり残りのピースをはめ込もうとするような試みに似ているかもしれない。

(3) 保険の国際統一基準の必要性が極めて高いわけではない

国ごとに異なっている、保険の会計基準を統一することが、財務諸表利用者の利便性向上にとって意味があり、ニーズがあることは疑いがない。一方で、既に各国において十分に発達した保険会計は存在し実際に機能しており、どうしても統一基準がなければならないという状況でもない（つまり各国基準が壊れているわけではない）。したがって、高品質な基準でなければ変更する意味がないとも考えられ、基準の品質に対する潜在的な要求レベルが非常に高い状況となっている可能性がある。

今後の他の基準開発に向けて

保険契約プロジェクトの検討にこれほどの長い期間を要したことから、関係者が学ぶべきことが多いように思う。

特に最後に挙げた点は、会計基準の開発・変更の場面で必ず出くわす問題のようにも思われる。何らかの基準を定めれば、必ずその内容に不満をもつ関係者は現れる。最終的には、そのような関係者の妥協も引き出す必要があり、基準の開発・変更を行う必要性について高くなければ、合意形成は難しい。「壊れていないものは直すな」という、アップルの創設者スティーブ・ジョブズの有名な言葉があるが、基準開発においては、壊れていないものは直そうとしても直せない、つまり合意形成はできないのかもしれないと感じられる。

今後、ASBJの委員として日本の会計基準に関係していくにあたって、上記のような点を踏まえ、関係者の意見に正面から向き合い、虚心坦懐に建設的な議論ができるよう可能な限りの貢献をしていきたい。